

適切な意思決定支援に関する指針

1. 基本方針

患者さんは疾患を抱えて治療、療養、生活を送るにあたり、様々意思決定をする場面があります。当医療センターでは、家族等も含め診療に関わる多職種からなる医療・ケアチームを構成して患者さんにご家族等に対し適切な説明と話し合いを行い、患者さんの意思決定を尊重した、医療・ケアに努めます。

2. 医療・ケアの方針の決定

(1) 患者さんの意思が確認できる場合

- ・患者さんによる意思決定を基本とし、ガイドライン※¹を参考に家族等も含め医療・ケアチームが協力し方針を決定します。
- ・医師等の医療従事者から現状や医療行為の選択肢、今後の病状の経過など適切な情報を提供します。
- ・患者さんの意思は揺れ動くことをふまえ、患者さんが自らの意思をその都度、伝えられるように支援し、ご家族も含めて話し合います。

(2) 患者さんの意思が確認できない場合

- ・家族が患者さんの意思を推定できる場合は、その意思を尊重します。
- ・家族が患者さんの意思を推定できない場合は、患者さんにとって何が最善であるかについて本人をよく知る人（家族等）と十分に話し合います。
- ・本人をよく知る人（家族等）がいない場合及び家族等が、判断を多職種から構成される医療・ケアチームに委ねる場合は、医療・ケアチームの中で患者さんにとっての最善を慎重に検討します。

2-1) 認知症、せん妄、意識障害等で自らが意思決定することが困難な場合

できる限り患者さんの意思を反映した意思決定をするため、ガイドライン※²を参考に、家族等及び関係者と医療・ケアチームやソーシャルワーカー等が関与して支援します。

2-2) 身寄りがない患者さんの場合

ガイドライン※³を参考に、介護・福祉サービスや行政のかかわりを利用して、患者さんの意思を尊重し、医療・ケアチームが関与して支援します。

3. 複数の専門家からなる話し合いの場の設置

以下の場合については当医療センターの複数の専門家からなる臨床倫理委員会で方針等についての検討及び助言を得ることとします。

- ①医療・ケアチームの中で医療・ケアの内容の決定が困難な場合
- ②患者さんと医療・ケアチームとの話し合いの中で合意が得られない場合
- ③家族等の中で意見がまとまらない場合等

※1 人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン

※2 認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン

※3 身寄りがない人の入院及び医療にかかる、意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

順天堂大学医学部附属

順天堂東京江東高齢者医療センター